

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成28年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

【例1】解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

【例2】解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

小坂健司さんと妻の綾子さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦であり、綾子さんは現在育児休業中である。健司さんと綾子さんは家族が増えたのを機に、健司さんの実家を二世帯住宅に建て替えてそこに住もうと考えているが、住宅の建築費の負担や今後の生活について不安を感じている。そこで、今後のライフプランやライフイベントについてFPで税理士でもある佐久間さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも平成28年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
小坂 健司	本人	昭和55年7月 5日	36歳	会社員
綾子	妻	昭和59年8月26日	32歳	会社員
裕樹	長男	平成28年6月12日	0歳	

[小坂家の状況]

- ・ 健司さんは、大学卒業後、自動車部品メーカーに入社し、今日に至る。
- ・ 綾子さんは、大学卒業後、広告代理店に入社し、今日に至る。育児休業終了後は、長男を保育園に預けて同じ会社で働き続ける予定である。
- ・ 健司さんの両親は、同じ市内に住んでいる。
- ・ 綾子さんの両親は、遠方に住んでいる。

[小坂家の年収（平成27年分）]

- ・ 健司さん：給与収入 470万円（税込み）
- ・ 綾子さん：給与収入 310万円（税込み）

[自宅の状況]

- ・ 現在は賃貸マンションに居住している。
- ・ 健司さんの実家を二世帯住宅に建て替えて、そこに住むことを検討している。

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金受取人
定期保険	健司さん	健司さん	死亡保険金：綾子さん
医療保険	健司さん	健司さん	死亡保険金：綾子さん
養老保険	健司さん	健司さん	満期保険金：健司さん 死亡保険金：綾子さん

[保有金融資産（生命保険等を除く）]

残高合計 500 万円（時価）

名義	金融商品	残高
健司さん	定期預金	190万円
	財形貯蓄	70万円
	個人向け国債	20万円
綾子さん	定期預金	150万円
	外貨定期預金	70万円

## 問 1

健司さんは二世帯住宅建築の資金計画について、FPの佐久間さんに相談をした。下記<条件>に基づく資金計画とする場合、健司さんの父が負担する自己資金の額として、正しいものはどれか。

### <条件>

#### [二世帯住宅建築にかかる費用]

- ・ 建築費（本体工事費および付帯工事費）は3,300万円（消費税込み）とする。
- ・ 諸費用は上記建築費の10%とする。

#### [資金計画]

- ・ 健司さんは、下記 [住宅ローンの条件] より算出した額の住宅ローンを借り入れ、建築費に充てる。また、諸費用の2分の1を自己資金で負担する。
- ・ 健司さんの父は、諸費用の2分の1と、健司さんの住宅ローンで不足する建築費を自己資金で負担する。

#### [住宅ローンの条件]

- ・ 借入条件は、金利年1.6%（全期間固定金利）、返済期間30年（返済回数360回）、元利均等返済、毎月返済のみ（ボーナス返済なし）とする。
- ・ 借入額は、年間元利合計返済額が、健司さんの平成27年分の給与収入の20%以内となる最大額とする。
- ・ 借入額は、下表を基に計算し、計算過程は円未満を四捨五入、借入額は10万円未満を切り捨てること。

#### [借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額（元利均等返済）]

借入利率	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%
返済期間25年	3,999円	4,046円	4,094円	4,141円	4,190円	4,238円
返済期間30年	3,451円	3,499円	3,547円	3,596円	3,646円	3,696円
返済期間35年	3,061円	3,111円	3,160円	3,210円	3,261円	3,312円

※表の数値は正しいものとする。

1. 955万円
2. 1,070万円
3. 1,235万円
4. 1,400万円

## 問2

健司さんは実家を二世帯住宅に建て替えるに当たり、将来、父に相続が起こった場合のことも考えておきたいと思っている。健司さんの父に相続が開始したときの状況が下記<資料>のとおりである場合、相続税の計算において、この土地の「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下「小規模宅地等の特例」という）の適用に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、健司さんの父はこの他に宅地等を所有しておらず、健司さんと生計は別であるものとする。

### <資料>

- ・ 敷地：健司さんの父が所有する180m<sup>2</sup>の宅地
- ・ 建物：玄関が別で内部で行き来できない、構造上完全に分離された二世帯住宅
- ・ 健司さんの父の相続開始後の状況：  
健司さんの父が所有する敷地および建物は、健司さんが相続により取得する。健司さんは相続開始から相続税の申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、二世帯住宅に居住する。

1. 健司さんと父が1棟の建物を共有で登記していた場合、健司さんは小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。ただし、適用を受けることができるのは180m<sup>2</sup>に父の建物共有持分を乗じた面積である。
2. 健司さんと父が1棟の建物を共有で登記していた場合、健司さんは小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。
3. 健司さんと父が、それぞれ取得する専有部分を区分所有建物として登記していた場合、健司さんは小規模宅地等の特例の適用を受けることができ、適用を受けることができる面積は180m<sup>2</sup>である。
4. 健司さんと父が、それぞれ取得する専有部分を区分所有建物として登記していた場合、健司さんは小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。

### 問3

健司さんは父から、裕樹さんに現金を贈与するから、未成年者少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」という）を利用しないかと提案を受けた。しかし、少額投資非課税制度（以下「NISA」という）とジュニアNISAの違いがよく分からず、FPの佐久間さんに相談をした。佐久間さんが作成した下記<資料>の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

#### <資料>NISAとジュニアNISAの比較

	NISA	ジュニアNISA
口座開設者の年齢	その年の1月1日現在において20歳以上	その年の1月1日現在において19歳以下
運用管理者	本人	原則として親権者等
年間投資上限金額	120万円	(ア)
非課税対象	上場株式等	上場株式等
非課税期間	最長5年間 (ロールオーバーは可能)	非課税管理勘定：最長5年間 (ロールオーバーは可能) 継続管理勘定（ロールオーバー専用勘定）： 口座開設者が1月1日において(イ) である年の前年の12月31日まで
投資可能期間	平成35年末まで	平成35年末まで
金融商品の売却	いつでもできる	いつでもできる
譲渡益・配当等の非課税での引出し	いつでもできる	原則として、口座開設者が3月31日において(ウ)である年の1月1日以降できる
口座開設金融機関の変更	1年単位でできる (ロールオーバーは不可)	(エ)

#### <語群>

- |            |             |          |
|------------|-------------|----------|
| 1. 80万円    | 2. 100万円    | 3. 120万円 |
| 4. 18歳     | 5. 19歳      | 6. 20歳   |
| 7. いつでもできる | 8. 1年単位でできる | 9. できない  |

問4

小坂さん夫婦は、裕樹さんの大学教育費を準備したいと考えている。下記<条件>に基づく場合、平成29年から18年間、毎年12月末に積み立てるべき一定金額の最少額を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとし、下記の係数表を乗算で使用すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従い、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入、解答は万円未満を切り上げること。

<条件>

- 大学教育費として準備する目標額は、下記〔大学教育費〕を使用して、入学一時金と教育費の合計額を見積もる。なお、入学一時金は初年度のみ、年間教育費は毎年同額がかかるものとし、物価上昇率は考慮しないものとする。また、必要となる大学教育費は平成46年12月末までに全額用意するものとし、大学在学中に運用は行わないものとする。

〔大学教育費〕

	入学一時金	年間教育費
私立文系	29万円	109万円
私立理系	32万円	150万円

- 進学コースは私立理系（4年間）とし、留年等は考慮しない。
- 平成36年12月に満期を迎える養老保険の満期金200万円を、平成37年から10年間、年利2.0%で複利運用する。
- 目標額に対し、前項で不足する分について、平成29年から18年間、毎年12月末に一定金額を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。

<係数表>※係数表の数値は正しいものとする。

〔終価係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	1.10462	1.21899
18年	1.19615	1.42825

〔減債基金係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	0.09558	0.09133
18年	0.05098	0.04670

〔現価係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	0.90529	0.82035
18年	0.83602	0.70016

〔年金現価係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	9.47130	8.98259
18年	16.39827	14.99203

〔年金終価係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	10.46221	10.94972
18年	19.61475	21.41231

〔資本回収係数〕

期間	1.0%	2.0%
10年	0.10558	0.11133
18年	0.06098	0.06670

## 問5

綾子さんは父の浩二さんから、裕樹さんの教育資金を贈与したいという申し出を受けて、FPの佐久間さんに「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」制度の内容について相談をした。この制度に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）受託者が信託銀行の場合、贈与者は信託銀行と教育資金管理契約を締結して贈与する資金を教育資金口座に入金し、受贈者（またはその親権者）は信託銀行に請求して教育資金を払い出す。
- （イ）非課税の対象となる教育資金とは学校等に直接支払う授業料などを指し、学習塾や習い事の費用は対象外である。
- （ウ）受贈者が30歳に到達した時点で教育資金口座に残高があった場合、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した額について、その時に贈与があったものとして贈与税の課税対象となる。
- （エ）非課税となる金額は受贈者1人につき1,500万円までであり、この範囲内であれば同時に複数の金融機関と教育資金管理契約を結ぶことができる。

問6

綾子さんの叔父は、保険期間20年の一時払養老保険を契約し保険料を全額負担していたが、平成28年5月にこの保険は満期となった。綾子さんの叔父の平成28年における給与の収入金額、所得控除額および満期となった一時払養老保険の内容が下記のとおりである場合、平成28年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、復興特別所得税および記載のない事項については考慮しないものとする。

・ 給与の収入金額	650万円
・ 所得控除額	200万円
・ 満期となった一時払養老保険の内容	
満期保険金の額	400万円
既払込保険料の額	280万円

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	1,200万円以下	収入金額×5%+170万円
1,200万円超		230万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

※復興特別所得税を含まない速算表である。

1. 203,500円
2. 228,500円
3. 344,500円
4. 348,500円

## 問7

綾子さんの父の浩二さんは、母の相続により取得した土地（空き地）を平成28年中に譲渡した。浩二さんがこの土地を譲渡した＜条件＞が下記のとおりである場合、浩二さんのこの土地の譲渡による手取り金額（譲渡費用、所得税および住民税を控除した後の金額とし、復興特別所得税は考慮しない）として、正しいものはどれか。なお、浩二さんは母の相続について単純承認し、相続税は発生していない。また、相続の際の不動産登記費用および浩二さんの所得控除については考慮せず、解答に当たっては、納付すべき税額が最も少なくなるように計算するものとする。

### ＜条件＞

・ 浩二さんの母が土地を購入した日	昭和58年4月3日
・ 浩二さんの母の土地の取得価額	2,500万円
・ 浩二さんの母の相続開始の日	平成26年7月10日
・ 相続時の土地の相続税評価額	3,300万円
・ 譲渡時の土地の固定資産税評価額	2,900万円
・ 土地の譲渡価額	4,200万円
・ 土地の譲渡日	平成28年2月28日
・ 土地の譲渡費用	200万円

1. 3,415万円
2. 3,700万円
3. 3,780万円
4. 3,860万円

問 8

綾子さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、裕樹さんの出産に係る出産手当金を受給した。以下の〈資料〉に基づく綾子さんの出産手当金の1日当たりの給付金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

[綾子さんの出産手当金支給期間]

- ・ 平成28年5月2日から8月7日まで

※支給期間について給与（報酬）の支払いはなかったものとする。

[綾子さんの標準報酬月額]

- ・ 平成26年9月から平成27年8月まで…190,000円
- ・ 平成27年9月から平成28年8月まで…200,000円

[出産手当金の1日当たりの給付金額]

- ・  $A \div 30 \times 2 / 3$

※A＝支給開始日以前の継続した直近12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額

＝当該各月の標準報酬月額の総額 $\div$ 12

※「30」で割ったところで10円未満を四捨五入する（10円単位とする）。

※「2/3」を掛けたところで1円未満を四捨五入する（1円単位とする）。

1. 6,667円
2. 6,580円
3. 4,447円
4. 4,387円

問9

綾子さんは厚生年金保険に加入する会社員であるが、裕樹さんの出産に係る産前産後休業を取得し、その後継続して現在に至るまで育児休業中である。綾子さんの休業や報酬月額などが下記<資料>のとおりである場合、綾子さんの厚生年金保険料や標準報酬月額などに関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

- ・平成28年5月2日から8月7日まで産前産後休業を取得し、平成28年8月8日から平成29年6月11日まで育児休業を取得する。
- ・育児休業終了後は職場に復帰し、短時間勤務で働きながら裕樹さんを養育する。
- ・産前産後休業前の標準報酬月額：20万円
- ・平成29年6月から8月の各月の報酬月額：19万円
- ・平成29年6月から8月の3ヵ月間の報酬支払基礎日数は、すべて17日以上である。

[厚生年金保険標準報酬月額表（抜粋）] (単位：円)

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	以上	未満
11	180,000	175,000	185,000
12	190,000	185,000	195,000
13	200,000	195,000	210,000

- (ア) 綾子さんの育児休業期間中の厚生年金保険料は、事業主が所定の手続きを行うことにより免除されるが、産前産後休業期間中の厚生年金保険料は免除されない。
- (イ) 厚生年金保険料が免除された期間は、保険料を納めた期間と同様に、綾子さんの老齢基礎年金および老齢厚生年金などの年金額に反映される。
- (ウ) 綾子さんの標準報酬月額は、綾子さんが事業主を経由して年金事務所に申し出ることにより、平成29年9月から19万円に改定される。
- (エ) 綾子さんが事業主を経由して年金事務所に申し出たときは、裕樹さんが3歳になるまでの間の各月について、標準報酬月額が20万円を下回る月については、20万円であるものとみなして、老齢厚生年金などの年金額が計算される。

## 問10

綾子さんは、裕樹さんの出産に係る産前産後休業に引き続いて育児休業を取得している。先日、会社から、雇用保険の育児休業給付金の1回目の支給申請手続きを行ったとの連絡があった。育児休業給付金に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、両親ともに育児休業をする場合(パパ・ママ育休プラス)の特例については、考慮しないものとする。

- (ア) 育児休業給付は、一般被保険者が1歳(支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヵ月)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給される。
- (イ) 育児休業給付を受けるには、休業開始日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12ヵ月以上あることが条件とされる。
- (ウ) 育児休業給付金の支給額は、支給対象期間(1ヵ月)当たり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の60%(育児休業開始から6ヵ月経過後は40%)相当額となっている。
- (エ) 育児休業給付金を受けるには、育児休業期間中の1ヵ月ごとに、休業開始前の1ヵ月当たりの賃金の80%以上の賃金が支払われていないことが条件となる。

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

平沼義文さんは、勤務する会社での役職定年（56歳到達時点）をすでに迎えたこともあり、これからの生活設計を具体的に考えたいと思い、FPで税理士でもある岡さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも平成28年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
平沼 義文	本人	昭和34年4月11日	57歳	会社員
広美	妻	昭和38年7月26日	53歳	会社役員・同居
豊	長男	平成 2年5月10日	26歳	会社員・同居
美紀	長女	平成 7年6月 5日	21歳	大学生・同居

[平沼家の状況]

- ・ 義文さんは、大学卒業後、現在勤務している会社に入社し、今日に至る。
- ・ 広美さんは、大学卒業後、現在勤務している会社に入社し、その後義文さんと結婚して、現在は役員として勤務している。
- ・ 義文さんの父はすでに死亡しており、母の和江さんは、同じ市内でひとり暮らしをしている。
- ・ 広美さんの両親は、同じ市内に住んでいる。

[平沼家の年収（平成27年分）]

- ・ 義文さん：給与収入 550万円（税込み）
- ・ 広美さん：役員報酬 1,200万円（税込み）

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
ガン保険	義文さん	義文さん	広美さん
定期保険特約付終身保険	義文さん	義文さん	広美さん

[損害保険の加入状況]

- ・ 住宅総合保険（従来型）

[保有金融資産 (生命保険等を除く)] 残高合計 3,820 万円 (時価)

名義	商品種類	残高
義文さん	普通預金	180 万円
	定期預金	500 万円
	国内公募追加型株式投資信託	120 万円
広美さん	普通預金	280 万円
	定期預金	1,700 万円
	個人向け社債	1,040 万円

[住宅および住宅ローンの状況]

- ・ 住宅 : 持ち家 (一戸建て)、時価 4,600 万円 (土地および建物)
- ・ 住宅ローン : なし

[その他の資産の状況]

- ・ 投資用マンション : 取得価額 5,000 万円 (所有者は広美さん)

[その他の負債の状況]

- ・ アパートローン : 残債約 3,200 万円 (債務者は広美さん)

### 問 1 1

義文さんは、主として外国債券で運用する毎月分配型の国内公募追加型株式投資信託を保有しており、この度送付されてきた交付運用報告書の内容について、FPの岡さんに相談をした。下表は、その投資信託の基準価額の変動要因を示したものである。下表の空欄（ア）にあてはまる数値を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

#### [第71期決算期間の要因分析]

前期末基準価額（1万口当たり）	10,810円
当期の基準価額の変動要因（1万口当たり）	
外国債券の利子収入による要因	36円
外国債券の価格変動等に伴う要因	▲11円
外国為替の変動等に伴う要因	89円
その他	▲6円
当期の運用管理費用（信託報酬）等（1万口当たり）	▲8円
当期の収益分配金（1万口当たり）	（ア）円
当期末基準価額（1万口当たり）	10,875円

## 問 1 2

美紀さんは、年末に友人と海外旅行に行くに当たり、下記<資料>の内容の海外旅行傷害保険を検討しているが、どのような場合に保険金が支払われるのかよく分からず、FPの岡さんに相談をした。次の(ア)～(エ)の記述について、この海外旅行傷害保険の保険金の支払い対象となるものには○、ならないものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

### <資料>

#### [海外旅行傷害保険の概要]

契約者・記名被保険者：平沼美紀さん

保険期間：平成28年12月23日～平成28年12月27日

主な旅行先：ハワイ

旅行目的：観光

補償内容：傷害死亡保険金、疾病死亡保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、携行品損害保険金、賠償責任保険金が担保されている。

- (ア) 美紀さんが、平成28年12月23日、ハワイ旅行出発前に買い物のため自転車で自宅近くを走行中、出合頭に歩行者と衝突しケガをさせてしまい、法律上の賠償責任を負った場合。
- (イ) 美紀さんが、平成28年12月23日、ハワイ旅行のため自宅を出発し羽田空港に向かう途中、駅でひったくりに遭い、美紀さん所有のデジタルカメラを落として破損した場合。
- (ウ) 美紀さんが、平成28年12月25日、旅行先のハワイで、砂浜をウォーキング中に誤って転んでケガをして、現地の病院で治療を受けた場合。
- (エ) 美紀さんが、平成28年12月26日、旅行先のハワイの空港で、買い物中に盗難に遭い、美紀さん名義のクレジットカードを盗まれた場合。

問 1 3

義文さんは、現在自分が加入している生命保険（＜資料＞参照）の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、特約は更新しないが保険契約は有効に継続しており、義文さんおよび広美さんは＜資料＞の保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、免責事項に該当する事由はなく、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

- ・ 義文さんが平成 2 8 年 1 2 月に生まれて初めてガン（前立腺ガン）と診断され、1 4 日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率 4 0 倍）を受けた場合、支払われる給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 義文さんが平成 3 3 年 1 2 月に急性心筋梗塞により死亡した場合（手術、入院はしていない）、支払われる給付金・保険金の合計は（イ）万円である。
- ・ 広美さんが平成 2 8 年 1 2 月に交通事故により 1 9 日間入院し（手術はしていない）、その後死亡した場合、支払われる給付金・保険金の合計は（ウ）万円である。

＜語群＞					
1 2 7	1 7 5	1 7 6	1 7 7	2 0 0	2 0 5
3 0 9	5 1 6	2, 5 0 5			

＜資料 1 / 保険証券 1＞

保険証券記号番号 (〇〇〇) △△△△△		保険種類 ガン保険 (愛称 *****)	
保険契約者	平沼 義文 様	保険契約者印	◇契約日 (保険期間の始期) 2 0 0 2 年 (平成 1 4 年) 8 月 1 日  ◇主契約の保険期間 終身  ◇主契約の保険料払込期間 終身払込
被保険者	平沼 義文 様 契約年齢 4 3 歳 1 9 5 9 年 4 月 1 1 日生 男性		
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡保険金) 平沼 広美 (妻) 様		
◆保障内容		◆お払い込みいただく合計保険料	
主契約 [本人型]	ガン診断給付金 初めてガンと診断されたとき 1 0 0 万円 ガン入院給付金 1 日目から 日額 5, 0 0 0 円 ガン手術給付金 1 回につき ガン入院給付金日額の 1 0 倍～4 0 倍 死亡保険金 (ガンによる死亡) 1 0 万円 死亡保険金 (ガン以外による死亡) 5 万円	毎回 ×, × × × 円  [保険料払込方法] 月払い	

<資料2 / 保険証券2 >

保険証券番号 ××-××××××

保険種類 定期保険特約付終身保険

保険契約者	平沼 義文 様	ご印鑑	契約日：1990年8月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	ヒラヌマ ヨシフミ 平沼 義文 様 契約年齢：31歳 男性 1959年4月11日生		
死亡保険金受取人	平沼 広美 様	受取割合 10割	

■契約内容

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 200万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約	60歳	保険金額 2,300万円
傷害特約 (本人・妻型)	60歳	保険金額 500万円 *不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 *不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金 (保険金額の100%~10%)を支払います。 *妻の場合は、本人の災害死亡保険金・障害保険金の6割の金額になります。
手術給付金付疾病入院特約 (本人・妻型)	60歳	日額 10,000円 *病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 *病気で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金 (入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 *妻の場合は、本人の6割の日額になります。
災害入院特約 (本人・妻型)	60歳	日額 10,000円 *ケガで5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目より入院給付金を支払います。 *同一事由の1回の入院給付金支払い限度は120日、通算して700日となります。 *妻の場合は、本人の6割の日額になります。

問 1 4

広美さんは、銀行借入れにより投資用マンションを購入した。広美さんの平成28年分の所得および購入したマンションの内容が以下のとおりである場合、平成28年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の総所得金額が最も少なくなるように計算するものとする。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

- ・ 役員報酬 1,200万円
- ・ 不動産の賃貸収入 180万円
- ・ 不動産の必要経費  
支払利息 80万円 (マンションの取得に要した借入金利子)  
その他の経費 190万円 (必要経費として適正額である)
- ・ マンションの購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,000万円	自己資金	1,000万円
建物	3,000万円	銀行借入金	4,000万円
合計	5,000万円	合計	5,000万円

※銀行借入金の額は、土地と建物ごとに区分されていない。

<給与所得控除額の速算表>

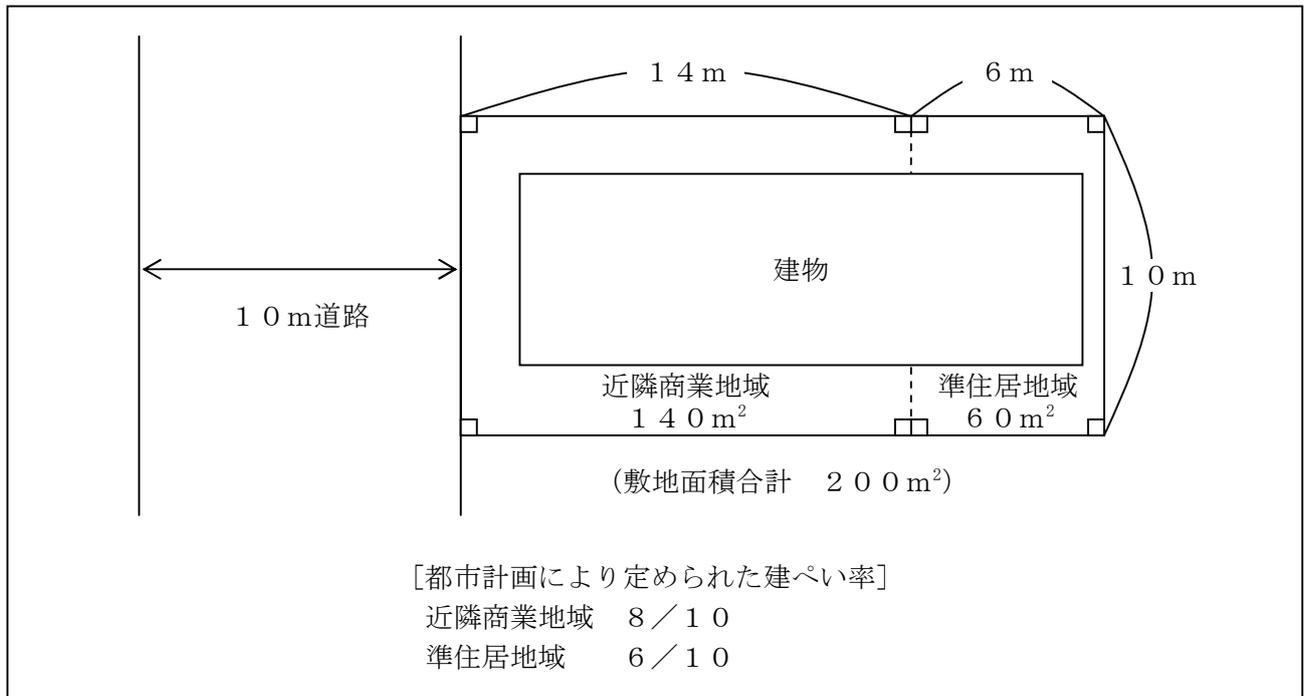
給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	1,200万円 以下	収入金額× 5%+ 170万円
1,200万円 超		230万円

1. 880万円
2. 900万円
3. 912万円
4. 960万円

問 1 5

広美さんの両親の自宅（持ち家）の土地は、近隣商業地域と準住居地域にわたる土地である。現在、広美さんの両親は自宅の建替えを検討している。建築基準法に従い、この土地（下記＜資料＞参照）に建築できる建物の建築面積の最高限度を計算し、解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>



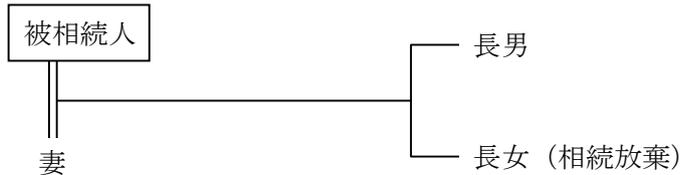
問 1 6

F Pが業務を行うに当たって、十分理解しておくべきことの一つに金融商品取引法における「投資助言・代理業」との境界の問題がある。金融商品取引法における「投資助言・代理業」の定義を説明するとともに、ファイナンシャル・プランニングのうち金融資産の運用設計を行うに当たって、金融商品取引業者としての登録を受けていないF Pはどのような点に留意すべきか、300字程度で述べなさい。

問 17

広美さんの叔父（以下「被相続人」という）は、平成28年7月25日に死亡した。被相続人の相続人等関係図、債務および葬式費用に関連する事項は下記のとおりである。被相続人の相続に係る各相続人等の相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、妻、長男および長女はいずれも負担した債務および葬式費用の金額を超える価額の財産を相続または遺贈により取得している。

[相続人等関係図]



※長女は、被相続人の相続について、相続の放棄をしているが、特定遺贈により財産を取得している。

[債務および葬式費用に関連する事項]

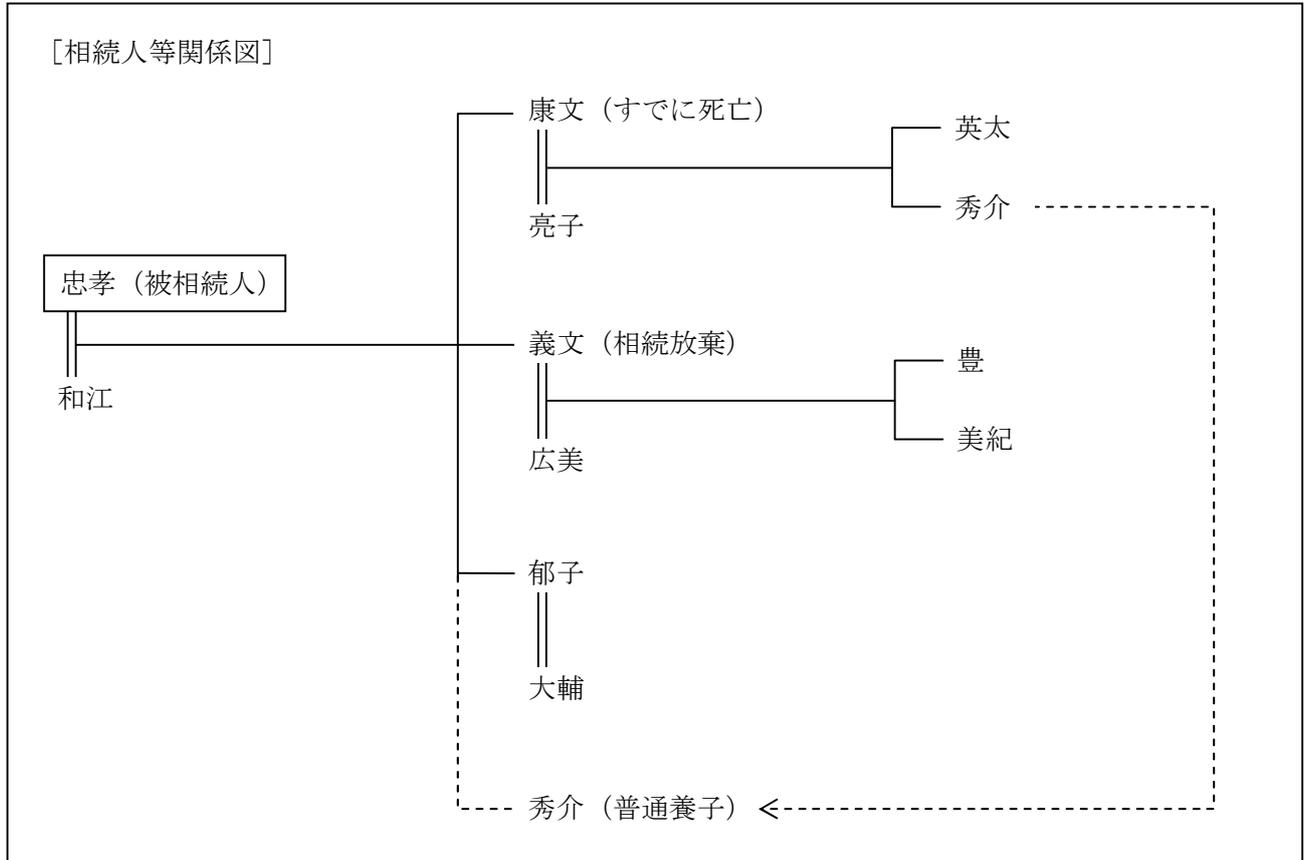
内容	金額	負担者	備考
未払い金	250万円	長男	被相続人が生前購入した墓地の未払い代金である。
銀行借入金	800万円	妻	自宅のリフォームのための借入金である。
銀行借入金	150万円	長女	被相続人の自動車購入のための借入金である。
相続登記費用	50万円	妻	被相続人が所有していた不動産の相続登記に係る登録免許税等の諸費用である。
通夜・葬儀費用	300万円	長男	通常のコストである。
香典返礼費用	100万円	妻	—

※自宅は被相続人の名義であり、借入金の債務者は被相続人である。

1. 600万円
2. 700万円
3. 1,100万円
4. 1,200万円

問 18

義文さんの父である忠孝さんは、平成28年4月8日に死亡し、義文さんは相続の放棄をした。忠孝さんの相続人等関係図は下記のとおりである。忠孝さんの相続に係る秀介さんの民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。



- 1. 1/4
- 2. 1/6
- 3. 1/8
- 4. 3/16

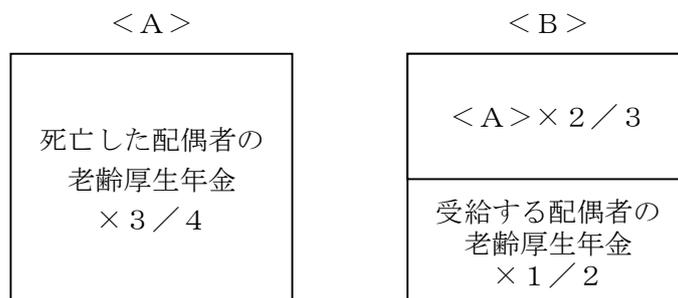
問 19

義文さんと広美さんは、どちらかが死亡した場合の厚生年金の遺族給付について、FPの岡さんに相談をした。下記<資料>に基づく65歳以後の遺族厚生年金の額、および遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整に関する岡さんの説明の空欄(ア)～(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、義文さんと広美さんは、ともに25年以上、厚生年金保険に加入している。また、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<資料>

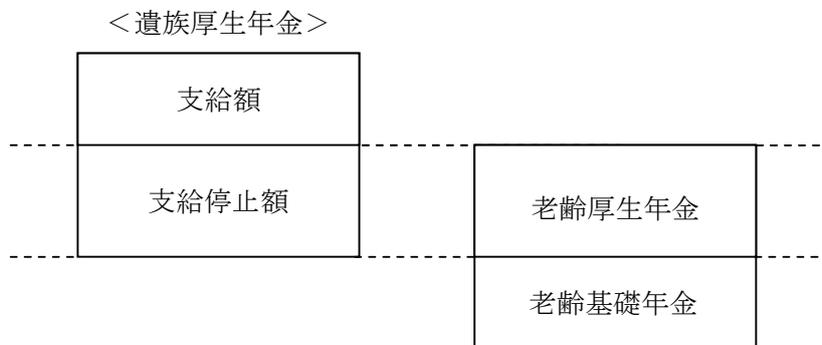
[配偶者の死亡に基づく65歳以後の遺族厚生年金の額]

次の<A>または<B>のいずれか高い方の額とされる。



[65歳以後の遺族厚生年金と老齢厚生年金・老齢基礎年金の併給調整]

老齢厚生年金と老齢基礎年金が優先して支給される。遺族厚生年金は受給する配偶者の老齢厚生年金相当額が支給停止され、老齢厚生年金を上回る額があるときは、その差額が支給される。



[義文さんと広美さんの老齢厚生年金の額]

義文さん	120万円
広美さん	160万円

- ・「義文さんが死亡した場合、広美さんに65歳以後支給される遺族厚生年金の額は(ア)ですが老齢厚生年金相当額が支給停止されるので、広美さんに(イ)。」
- ・「広美さんが死亡した場合、義文さんに65歳以後支給される遺族厚生年金の額は(ウ)ですが老齢厚生年金相当額が支給停止されるので、義文さんに(エ)。」

<語群>

1. 90万円
2. 120万円
3. 140万円
4. 240万円
5. 250万円
6. 遺族厚生年金が満額支給されます
7. 遺族厚生年金と老齢厚生年金相当額との差額が支給されます
8. 支給される額はありません

## 問20

義文さんの母の和江さんは、認知症などで判断能力が衰えた場合に備える任意後見の制度があると聞き、法定後見制度および任意後見制度についてFPの岡さんに相談をした。法定後見制度および任意後見制度に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、「本人」とは任意後見契約の委任者をいい、「任意後見受任者」とは任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

- (ア) 任意後見契約を締結する場合、法務省令で定める様式の公正証書によって締結しなければならない。
- (イ) 任意後見監督人が選任される前において、本人または任意後見受任者が任意後見契約を解除するためには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- (ウ) 任意後見契約が登記されている場合でも、本人の利益のため特に必要があると認められるときには、家庭裁判所は法定後見開始の審判をすることができる。